

あわや！脱線転覆！

速度制限標識に誤り
'08/6/3朝 JR東海が訂正
JR身延線十島駅（山梨県南都町）とJR飯田線牛久保駅（豊川市）構内の線路の分岐器付近の速度制限標識に誤りが見つかり、JR東海は二日までに、標識を訂正した。JR東海静岡支社によると、十島駅では三十五キロ、牛久保駅では六十キロと表記すべき制限時速がそれぞれ四十キロ、七十キロとなっていた。制限速度は乗り心地を保つために設定されていて、安全上の問題はなかったとしている。

五月二十八日に十島駅で視認性のテストを行い、誤りに気付いたという。標識は国鉄時代から使用されていた。同社管内の速度制限標識に、ほかに誤りは見つからなかったという。

6月3日静岡新聞

静岡新聞によると、身延線と飯田線において、線路の分岐器（ポイント）の速度制限標識が**制限速度以上の表示**であったと報じられている。会社は、「**制限速度は乗り心地を保つためで、安全上問題ない**」という開き直りとも言える問題発言をしている。まさに**異常な安全感覚**である。

JR東海労は、このような絶対に許されない会社姿勢を糾すために、直ちに申し入れを行った。